

# 調整額削減は許さない

## 手当増額の財源を給料の調整額で

文科省は来年度概算要求に係わって「メリハリある教員給与」として管理職手当や部活動指導手当等の増額を打ち出す一方で、その財源を「給料の調整額の20%」削減等に求めようとしています。教職員の相次ぐ賃下げは教育条件の切り下げであり、文科省がとるべきことは「メリハリある教員給与」ではなく、すべての教職員の賃金底上げによる生活改善をはかるための施策を実施することです。

## 給料の調整額とは

「給料の調整額」は、障害児学校・学級教職員などの他にも、作業療法職員や福祉施設職員、特殊車両運転手など「職務の複雑、困難若しくは責任の度合又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件」が著しく特殊な職員に支給されているものです。これは給料の一部であり、廃止された場合月々の給与の賃下げになると同時に、ボーナスにはねかえるだけでなく、退職金や年金算定の基礎にもなります。

重い障害のある児童生徒のたんの吸引など、一部の医療行為を障害児学校教員に求める厚労省決定など、障害の重度・重複化の中で障害児学校教職員に求められる専門性・特殊性は一層増大しています。また、障害児学校の過大・過密の深刻化の影響もあって、教職員の腰痛・頸肩腕障害、妊娠障害などの罹患が常態化し、「職務の複雑、困難、責任、勤務の強度、勤務時間、

勤務環境」などの著しい特殊性を示す事例に事欠きません。障害児学級においても、全国的に重度・重複化、障害の多様化がすすみ、障害種別も年齢も発達段階も異なり、重度障害児をも含む最大8名の子どもたちの指導をたった一人の担任の努力に求めている地域は今なおたくさんあります。さらに「特別支援教育路線」の中で、通常学級に在籍する様々なニーズを持つ子どもたちへの指導、援助などが、定数配置のないまま「義務化」され（学校教育法74条）、職責が高まっています。

## すべての教職員の賃上げを

給料の調整額削減は、その額の大きさからも、本給として一時金や退職金算定の基礎となることから、障害児学校・学級教職員の生活に大きく影響します。障害を持つ子どもたちのために献身的に奮闘する教職員の賃金削減は、障害児教育の質にも大きく影響するものです。部活動手当の増額は私たちの要求ではありますが、他の手当を削減して実現させるべきものではありません。静岡高教組は、「すべての教職員の賃金引き上げ」の要求を掲げ、いま秋の確定闘争をたたかっています。

